



弁護士 京介

# 「家庭の法学」⑧

こんにちは。弁護士の矢野京介です。今回のテーマは、婚姻費用です。夫婦はお互いが同程度の生活を続けられるように、お互いを扶養する義務があります。このため、どちらか一方の収入が少ない場合には、収入の少ない側は、収入の多い側に対して、生活費を渡してくれるように要求する権利があります。これを婚姻費用分担請求権と言います。

婚姻費用には、日常生活費、子供の養育費、

医療費、交際費などが含まれます。婚姻費用が実際に問題となる場合は、何らかの原因で夫婦が別居して、夫が妻に生活費

## 婚姻費用

を渡さなくなったという場面が典型です。

この場合、仮に、妻の側から家を出て別居したとしても、原則として婚姻費用を払ってもらえると考えてよいと思います（ただし、妻の側から夫を遺棄したと認められる

ような例外的な場合は払ってもらえません）。

婚姻費用は幾らくらいもらえるのでしょうか？

婚姻費用の金額は、裁判所が「養育費・婚姻費用算定表」という基準を示しています。

これによると、例え

ば、別居中の夫の給与収入が年800万円、妻の給与収入が年200万円、妻が7歳の子供1人を育てている場合ですと、月額12万円〜14万円が目安となります。しかし、基準が示されていると言っても、当事

者間では、なかなか金額の折り合いがつかない場合もあるでしょう。その場合、家庭裁判所に、婚姻費用の分担請求調停を申し立てることができま

す。調停でも話し合いがつかない場合は、最終的には、裁判所が決めてくれます。

弁護士 矢野 京介  
 葛西臨海ドリーム法律事務所  
 〒134-0088  
 東京都江戸川区西葛西 6-13-14  
 丸清ビル3階  
 ☎03-6808-4161  
 ホームページ <http://dreamlaw.jp>